

## 集合住宅用専用容器の配布の廃止に伴い 使用済み容器を提供します

これまで集合住宅等に配布していた、空き缶・空きびん収集専用容器（かご）の配布を3月31日で廃止します。4月1日以降は、各集合住宅の所有者または管理者の方に任意の容器を用意していただき、決められた時間に決められた集積場所へ排出していただくこととなります。

市では使用しなくなった専用容器を、次の目的・配布条件に該当する方に無償で提供します。希望する方は、申請してください。

**使用目的** 資源ごみ（空き缶・空きびん・ペットボトル）と有害ごみを分別すること。

**提供条件** 次のすべてに該当すること

- 専用容器を適正に管理することができる集合住宅
- 専用容器を、集合住宅の敷地内に安全に設置・保管・収集ができること（歩道や車道には設置できません）。

**申込みできる方** 市内に集合住宅を所有する方・管理する方または市内の集合住宅に居住する方の代表者

**申込み・配布日時** 3月13日（月）（土・日曜日・祝日を除く）午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）  
**申込み・配布場所** リサイクルセンター（電話での申請は不可）

### 容器数

- ペットボトル用に使用していた容器：750個（横66cm・縦46cm・高さ33cm）



- 有害ごみ用容器：250個（横24cm・縦36cm・高さ53cm）
- ※先着順です。
- ※有害ごみ用は、有害ごみ以外の使用はできません。

## ペットボトルの戸別収集も開始します

4月から、ペットボトルの収集は、これまでの拠点回収に加えて各家庭の戸別収集も開始します。これは、高齢の方や体の不自由な方へのサービスとして、また、燃やせないごみなどに混入され資源化できなかつたペットボトルを適正にリサイクルするためです。ご理解とご協力をお願いします。

**収集日** 燃やせないごみの収集日と同じ日（月2回）  
**排出方法** 透明または半透明のレジ袋や任意の容器に入れて出してください。

※現在行っている拠点回収も、引き続き行います。

## 平成18年度資源回収団体の募集をします

ごみの減量とリサイクルの一層の推進を図ることを目的として、資源回収を行う団体に対し助成金を交付しています。助成の対象団体は、町内会・自治会および子ども会などの地域住民で組織する団体で、営利を目的とせず、四半期ごとに1回以上計画的に資源回収事業を行っている団体とします。平成18年度に資源回収事業を計画している団体は、登録してください。

**登録期限** 3月31日（金）  
**交付対象** 古紙・古びん（生びん・鉄・アルミニウム）  
**助成単価** 回収実績1kg当たり10円  
**問合せ** 生活環境課生活環境係

## 第5回 営業力補強セミナー

「営業戦略に欠かせないホームページの作り」  
「御社のホームページ生きてますか？」  
「活かし方お教えします！」

「ホームページのアクセス数が伸びない」、「自社のページを検索したらヒットしなかった」という方、「ホームページなんて利益を生まないのではないか」、または「ホームページがほしい」という皆様、ビジネスに活かすホームページづくりのコツをお教えします。

**日時** 3月10日（金）午後6時～8時

**会場** 産業福祉センター2階 iホール

**講師** 多田優宗さん（株）シー・エヌ・エス 取締役W eb事業本部長

**参加費** 無料

**申込み・問合せ** 電話で商工業活性化推進室へ

☎ 570-0040

## 産業振興課からお知らせ

4月から窓口が変わります

4月1日から、産業振興課は市役所分庁舎から産業福祉センターに移動します。これに伴い、次の事務の窓口が産業福祉センターに変更となります。

産業福祉センターが窓口となる事務・届出など（産業振興課取扱い事務）

- 農地転用許可申請など、農業に関するもの
  - チューリップオーナー制度など観光事業関係のもの
  - 夏まつり・産業祭などのイベントに関するもの
- 問合せ** 産業振興課

## 叙 勲



## 旭日単光章受章

故並木正志さん（前羽村市議会議員）

並木正志さんは、平成7年5月に羽村市議会議員に就任され、3期10年7か月にわたり厚生委員会副委員長、経済委員会副委員長、議会運営委員会委員長などを歴任し、市の発展のために尽力されました。氏は、平成17年12月10日逝去されました。

## 表 彰



## 平成17年度日本消防協会功績章受章



宮田長雄さん  
（羽村市消防団  
第6分団副団  
長）

長年にわたり、消防活動に尽力され、地域の安全確保に貢献されています。

## 福 祉



## 自立支援医療費の申請はお早めに

4月1日から、精神保健及び精神障

害者福祉に関する法律第32条の「通院医療費公費負担制度」は、障害者自立支援法第52条の「自立支援医療制度（精神通院）」に変わります。

引き続き制度を利用するには、申請手続きをし平成18年3月末までに支給認定を受けていただく必要があります。現在、「通院医療費公費負担制度」（32条）を申請している方で、希望される方は、お早めに申請してください。

問合せ 障害福祉課障害福祉係

## 介護保険被保険者証を送付します

現在の介護保険被保険者証（若草色）の有効期限は平成18年3月31日です。65歳以上の方へ4月1日以降の新しい「介護保険被保険者証」（水色）を送付しました。※有効期限が切れた「介護保険被保険者証」は高齢福祉介護課へ返却してください。問合せ 高齢福祉介護課介護保険係

## 保 険 ・ 年 金



## 国民年金

## 保険料臨時収納窓口と年金相談

未納となっている国民年金保険料の納付や年金制度に関する相談を、立川社会保険事務所の専門職員が出張受付します。

日時 3月11日（土）午前10時～午後3時30分

会場 市役所1階保険年金課  
問合せ 保険年金課国民年金係

## 子 育 て



## 乳幼児医療費助成制度の申請はお済みですか？

4月1日から乳幼児医療費助成制度の所得制限が撤廃され、市内に住所のある小学校就学前の乳幼児を養育されている方は、所得に関わらず乳幼児にかかる保険診療の自己負担金の助成が受けられるようになります。

4月1日から使用する「乳幼児医療証」の交付申請を受け付けています。対象になる就学前の乳幼児（平成12年4月2日以降に生まれた乳幼児で、現在、乳幼児医療費助成を受給していない方）の保護者の方で、まだ申請されていない方は申請してください。

申請に必要なもの ①印鑑②申請者および対象乳幼児の加入している健康保険証③平成17年度課税証明書（平成17年1月2日以降、羽村市に転入された方）  
\*所得制限が撤廃されても、所得制限内の都制度対象の方と所得制限超過に係る市制度対象の方を判定する必

要があるため、引き続き申請者の所得の審査が必要となります。

※申請者の所得が申告されていない場合は、申告が必要です。

※すでに申請をされた方には、3月下旬に「乳医療証」を郵送する予定です。

問合せ 子育て支援課子育て支援係

## 3月のおしゃべり場

テーマ「食事」

■中央児童館 3月9日（木）

■西児童館 3月10日（金）

■東児童館 3月14日（火）

※時間はいずれも午前10時～11時30分  
申込み・問合せ 電話で子ども家庭支援センターへ（当日参加可） ☎5

78-2882

## 暮 ら し



## 漏水修理および増改築の際には

宅地内や建物内の漏水修理、台所や浴室などの工事は、「羽村市指定給水装置工事事業者」でお願いします。また、漏水のチェックとして月に一度は、水道を使用していないときに、水道メーターが動いていないか確認してください。  
問合せ 水道事務所 ☎554-2269

## 指定給水装置工事事業者の指定

次の事業者を、新たに市の指定給水装置工事業者に指定しました。

(平成18年1月31日現在)

■ ㈱マイスターエンジニアリング (指定番号115)

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3  
電話番号 043-296-1171

■ ㈱田島 (指定番号116)

住所 立川市柴崎町6-18-10  
電話番号 527-9748  
問合せ 水道事務所 ☎ 554-2269

## 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧および固定資産課税台帳の縦覧

■ 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧期間 4月1日(土)～5月31日(水) (5月3日(水)～5日(金)を除く) 午前8時30分～午後5時15分(受付は午後5時まで)  
土・日曜日の正午～午後1時を除く。

縦覧場所 課税課窓口

縦覧できる方 市内に所在する土地・家屋の固定資産税の納税者

必要な物 固定資産課税明細書、運転免許証など本人確認ができるもの、委任状(代理の方)

■ 固定資産課税台帳の縦覧

縦覧期間 4月1日(土)から(祝日を除く。土・日曜日が祝日の場合は縦覧

できます) 午前8時30分～午後5時15分(受付は午後5時まで。土・日曜日の正午～午後1時を除く。)

縦覧場所 課税課窓口

縦覧できる方と縦覧範囲

○ 固定資産税の納税義務者: 本人が所有している固定資産

○ 借地・借家人の方: 借地・借家対象資産

必要な物 申請時に、固定資産課税明細書、運転免許証など本人確認ができるもの、委任状(代理の方)、借地借家契約書またはその写し、地代・家賃領収書など(借地・借家人の方)

■ 固定資産課税明細書を送付します

平成18年度の固定資産課税明細書(土地・家屋)を4月初旬に送付します。

※納税通知書は5月初旬に送付予定です。

■ 都市計画税率の特例措置を延長

平成17年度まで都市計画税率は100分の0.30から100分の0.25に軽減されていましたが、平成20年度まで、軽減措置を延長します。

問合せ 課税課資産税係

## 3月は「道路環境整備」強化月間

道路に看板や商品などを置くことは違反行為です

道路に違法に置かれた商品などの物品や看板、のぼり旗は、通行の妨げになる

とともに歩行者や自転車の転倒事故や交通事故の原因につながります。また、道路にはみ出た樹木の枝も標識を見えにくくするなど通行の妨げになります。

道路に日よけ、看板、工事用施設などを出すときには道路の占用許可が必要です。設置する際には申請してください。

ルールを守り、誰もが安全・快適に利用できるようにしましょう。

問合せ 市道: 羽村市管理課管理係 / 都道: 西多摩建設事務所管理課 ☎ 0428-222-7219 / 国道: 相武国道事務所管理第一課 ☎ 0426-43-2007

## 「多摩地域における都市計画道路の整備方針(案)」を公表します

東京都と多摩地域28市町では、「多摩地域における都市計画道路の整備方針(案)」を策定しました。

①未着手の都市計画道路の必要性を確認、②今後10年間で優先的に整備すべき路線の選定(第三次事業化計画(案))③都市計画道路区域内における建築制限の緩和、④多摩の地域特性を踏まえた道路整備のあり方(環境軸の形成等)などについて示しています。

羽村市内の優先整備路線(案)

路線名/区間

● 福生3・4・12号線/あきる野市上

折立/主地29号線(奥多摩街道)

● 福生3・4・16号線/羽村市羽加美一丁目/主地29号線(奥多摩街道)

本案の全文は、羽村市都市計画課、東京都ホームページ、都民情報ルームなどでご覧になれます。概要版を東京都都市整備局都市基盤部街路計画課、羽村市都市計画課で頒布しています。

■ 意見、提案を3月15日(水)までに郵送・都ホームページからお寄せください。

送り先 〒163-8001 東京都都市整備局街路計画課

東京都ホームページ <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp>

問合せ 羽村市都市計画課/東京都都市整備局街路計画課 ☎ 03-5388-1338

## 横田基地の演習

演習期間中は基地内でのサイレンや放送などが行われることが予想されます。

日程 3月12日(日)～21日(火)

市ではこれらの演習について、基地外に影響を及ぼさないようにすること、特に夜間早朝には基地外に影響を及ぼす演習を実施しないことや演習に関する情報を迅速に提供することについて、国と米軍横田基地に要請しています。

問合せ 広域・協働推進課広域・協働担当

## 文化・教育



## 図書館から

## ■子どもビデオ上映会

「水からの伝言」を上映します。

日時 3月4日(土)午前10時30分

会場 図書館本館ボランティア室

対象 主に小学生

## ■川崎分室おはなし会

日時 3月3日(金)午後3時30分

会場 図書館川崎分室

対象 幼児・小学校低学年

## ■小学生向けおはなし会

「こすすめのぼうけん」のお話をします。

他にも楽しい絵本を読みます。

日時 3月18日(土)午前10時30分

会場 図書館本館おはなしのへや

## ■心に残ったこの1冊

「思い出の児童書・喜ばれた児童書」

皆さんからのアンケートをもとに、

好評だった児童書を展示します。

展示期間 3月1日(水)～4月15日(土)

展示会場 図書館本館1階ロビー

## ■おはなし会

絵本やパネルシアターのおはなし会です。

日時 3月11日(土)午前10時30分～11時

会場 図書館本館おはなしのへや

主催 おはなしいっぱいねずみくん

後援 図書館

## ■ミニ朗読会（図書館開館5周年記念イベント）

明治の文学作品を、朗読します。

日時 3月18日(土)午後2時～3時

内容 幸田露伴『五重塔』

会場 図書館本館2階ボランティア室

主催 声のボランティア『桑の実』

後援 図書館

問合せ 図書館 ☎554-2280

## 生涯学習センターゆとりぎ・スポーツ施設などの予約抽選結果を発表します

3月1日(水)午前9時から、ゆとりぎなど各施設の予約抽選結果（仮の予約）を発表します。インターネットまたは窓口で確認してください。（事前に登録された方にはメールでお知らせします。）

当選された方は、3月15日(水)までに正式申請と使用料の納入を行ってください。※ゆとりぎについては、正式申請のみを3月15日(水)までに行い、使用料の納入は4月以降にお願いします。

## 申請・使用料納入先

- ゆとりぎの各施設・学校開放施設（羽村東小多目的室、音楽室、羽村西小ミーティングルーム）↓ゆとりぎ
- スポーツセンター・グラウンド↓スポーツセンター
- テニスコート・ミーティングルーム

## ↓富士見公園クラブハウス

※15日を過ぎると仮の予約は無効となりますので、ご注意ください。

問合せ 生涯学習課生涯学習係（生涯学習センターゆとりぎ） ☎570-0707 / 体育課体育係（スポーツセンター） ☎555-0033

URL <http://www.hamura-tokyo.jp>

## ご協力ください



## 黙とうにご協力ください

昭和20年3月10日は、東京大空襲により、一夜にして10万人ともいわれる尊い命が失われた日で、本年は61年目となります。

東京都では、この日を忘れることなく、戦災で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、世界の恒久平和を願って、3月10日(金)午後1時から1分間の黙とうを行います。皆さんのご協力をお願いします。

問合せ 企画課企画担当

## 緑の募金にご協力ください

（3月1日～5月31日）

市役所や各施設に募金箱を設置しますのでご協力をお願いします。

皆さんから寄せられた募金は森林整備事業や緑化推進事業に充てられます。

問合せ 公園緑政課公園緑政係／東京緑化推進委員会 ☎528-0644

## ■3月の個人開放プログラム

会場 スポーツセンター

| 種 目    | 開放日時                              |
|--------|-----------------------------------|
| バドミントン | 金曜日午後6時～10時<br>※31日(金)は大会のため中止です。 |
| テニス    | 水曜日午後6時～10時                       |
| インディアカ | 第2・4火曜日午後6時～10時                   |
| 卓球     | 常時<br>(指導は土曜日午後7時～10時)            |

会場 スイミングセンター

|        |                                               |
|--------|-----------------------------------------------|
| 水泳レッスン | 11日(土)・18日(土)午後1時～3時<br>12日(日)・19日(日)午前10時～正午 |
|--------|-----------------------------------------------|

※すべてワンポイント指導があります。

対 象 市内在住・在勤の方

※詳しくは、スポーツセンターへお問い合わせください。

※運動着、室内用運動靴、バドミントンのシャトル、卓球の球などは各自でご用意ください。

## ■夜間校庭使用受付（4月分）

会場 スポーツセンター受付窓口

| 名 称       | 日 時             |
|-----------|-----------------|
| 羽村東小・羽村三中 | 3月15日(水)～25日(土) |